

議 第 1 0 号 議 案

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を
求める意見書の提出について

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意
見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

平成28年10月6日提出

富士見市議会議長 津 波 信 子 様

提出者 富士見市議会議員 田 中 栄 志

賛成者 同 八 子 朋 弘

同 篠 田 剛

同 根 岸 操

同 加 藤 久美子

提 案 理 由

政策を有権者が十分に判断し選択することが可能となるように、地方議会議員の選
挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

地方議会議員の選挙期間中のビラの配布を可能とする公職選挙法改正を
求める意見書

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、国と地方が一丸となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう取り組む「地方創生」の重要性が更に叫ばれる中で、首長とともに地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会の役割が大きく問われている。

地方創生の鍵となるのが、国からの押し付けではない、各自治体の地域活性化につながる自立した様々な政策であるならば、その政策を首長とともに推進していく地方議会の選挙のあり方を政策本位にしていくことが地方創生には欠かせない。

しかしながら、地方公共団体の長の選挙においては平成19年の公職選挙法改正によってすでに候補者の選挙運動のためにビラを頒布することが可能となっている一方で、地方議会議員選挙においてはいまだビラの配布は禁止されている。

このように地方議会選挙において選挙期間中に政策を伝える手段が著しく制限されている現状では、地域の将来像、すなわち政策を有権者が十分に判断し選択することが難しく、結果として地域の活力を低下させる要因にもなっている。

特に、18歳まで選挙権が拡大された今、未来を担う有権者に政策を届けられないことは、極めて大きな障害となっている。

そのため、全国市議会議長会は平成27年11月、国に対し地方議会議員選挙における法定ビラ頒布の制度化を要望している。また国会では、平成28年4月1日の参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において、公職選挙法改正に関する附帯決議を全会一致で可決し、地方議会議員選挙における選挙運動期間におけるビラ頒布の速やかな検討を決議している。

よって、富士見市議会は国会及び政府に対し、公職選挙法を改正し、同法第142条に規定する法定ビラの頒布を地方議会議員選挙においても可能とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 伊達忠一様
内閣総理大臣 安倍晋三様
総務大臣 高市早苗様